

事業の背景・目的

環境省の国内希少野生植物種に指定されているハナシノブは、平成8年に2ヶ所の保護区が設けられたが、保護区以外の自生地は年々減少している。そのため、保護区以外で現在ハナシノブが自生している草原の保全を行うとともに、これまで自生が確認されながらその後消失した地点の現状を把握し、所有者や植林地の林齢などを調査する。その結果をもとに、再生・保全が可能である地点を2～3ヶ所選定して伐採や草刈り・集草・野焼きなどの保全活動を行い、ハナシノブの再生を図る。そのことによって、ハナシノブだけでなくツクシマツモトやツクシトラノオ、アソタカラコウなど阿蘇に特有の植物を含む草原の生物多様性の再生・保全を図る。

事業の内容

事業① ハナシノブ再生候補地調査事業

ハナシノブ生育確認56地点（平成22年環境省調査：阿蘇地域における希少な草原性植物の分布緊急総合調査報告書）のうち、再生可能な場所の選定を行うため、それぞれの地点について、自生地の位置情報を取得するとともに、土地の所有者や植林地の林齢等を調査する。

事業② ハナシノブ生育地および伐採跡地再生保全

現在ハナシノブが生育している地点について草刈りや集草作業・野焼き等を行って、草原として保全しハナシノブの生育環境を保全する。また、ハナシノブの再生可能性のある伐採跡地についても、同様の作業を行ってハナシノブの再生を図る。さらに事業①によってリストアップされた再生が可能であると判断された地点4～5ヶ所について再生事業を行う。

得られた成果

ハナシノブが生育している草原2haと、生育可能性がある伐採跡地2haについて、草刈りや集草、野焼きなどを行って、生育環境の再生・保全を行うことができた。この草原にはハナシノブだけでなく、ツクシトラノオ、アソタカラコウなど環境省RDBに記載されている絶滅危惧種32種が生育・生息していて、その生育環境を保全することができた。また2018年度に、これまで確認された自生地56地点の内、地点について自生地の位置情報や植生状況伐採跡地況を把握し、その結果をもとに再生が可能な候補地を5地点を選定した。今年度はこのうちの高森町尾下と高森町野尻の2地点と既知の56地点以外で確認できた阿蘇市波野と高千穂町五ヶ所の2地点について再生事業を行うことができた。2020年度は、2010年度に自生が確認されていた18地点について調査を行って、現在ハナシノブが自生しているのはそのうち6地点、新規の2地点と合わせて8地点に減少しているのを確認した。

ハナシノブ生育地の保全状況（高森町尾下）



草刈り前(2020/10/26)



草刈り・野焼き後(2020/11/15)